

導入可能性調査について

1. 導入可能性調査とは

調査事項

民間事業者への意向等調査

事業主体となる各プラントメーカーに対し、事業方式に対する参加意欲や、想定建設工事スケジュール、業務範囲等の条件、建設工事費や運営管理費等の概算事業費について、アンケート調査を実施

事業方式の動向調査

上記結果を踏まえ、PFI等の事業方式(DBO方式又はBOT方式)のメリット及びデメリットの整理し、本事業における最適と考えられる事業方式の整理検討

2. アンケート調査対象事業者の選定条件

調査対象事業者の選定条件

【平成27年策定の基本計画時の選定条件】

- 平成15年1月以降 日量100t以上 (炉数は問わず) の竣工実績があること
⇒ プラントメーカー 8社 に調査を実施

ダイオキシン規制強化等の廃掃法の改正 (H14.12.1) 以降の施設整備を対象

【今回の選定条件】

- ①平成14年12月以降 1炉あたり日量100t以上 の竣工実績があること
- ② 発電付き施設 の竣工実績があること
- ③PFI的事業方式 (DBO、BOT、BOO、BOT) の 運営管理業務経験 があること
⇒ プラントメーカー 7社 が調査の対象

今回見直しを行う理由

- ①他市の事例を参考に、本市の計画 (210t (1炉当たり105t)) により近い実績とするため、1炉あたり日量100t以上 に変更する。
- ②高効率な熱回収による発電を行う計画のため、発電付き施設 の竣工実績を条件に追加。
- ③運営管理費等の信頼性を確保するため、PFI的事業方式 (DBO、BOT、BOO、BOT) の 運営管理の業務経験 を有することを条件に追加する。

3.新中間処理施設の敷地設定

民間事業者への意向等調査として、各プラントメーカーへ本年4月にアンケート調査を実施し、その中で配置図の作成を依頼する予定である。

→現段階で想定される新中間処理施設の建設敷地を示すことが必要

建設敷地を示す際の課題

建設敷地が狭い場合、プラントメーカーはその敷地内へ施設を納めるよう配置を検討

→事業費が高く算出される恐れがあるため、できるだけ余裕を持つ状況で敷地を示すものとしたい。

① 敷地設定のための前提条件

《新中間処理施設》

本市と同規模の施設を整備した自治体の敷地面積を参考に設定

《新屋内温水プール》

新中間処理施設の建設敷地を除いた余剰地へ、早期整備が可能となるよう設定

→現屋内温水プール及び第一駐車場を合わせた広さ程度を想定

※現施設の1.5倍程度の施設であれば十分に建設可能な広さを確保

② 新中間処理施設の敷地設定

本市と同規模の施設を整備した自治体の敷地面積を参考に設定した敷地は以下のとおりである。これにより、新中間処理施設で予定する整備が可能であると見込まれる。

整備可能な敷地面積	新中間処理施設の敷地	新屋内温水プールの敷地
2.22ha	1.76ha	0.46ha

《参考》 本市と同規模施設との比較

発注時期	都道府県	自治体名	施設規模		建設敷地
			焼却施設	リサイクル施設	
H27	神奈川県	高座清掃施設組合	245 t / 日	14 t / 5h	約 1.59ha
R2.2	愛知県	西知多医療厚生組合	185 t / 日	21 t / 5h	約 1.3ha
R2.2	東京都	小平・村山・大和衛生組合	236 t / 日	28 t / 5h	約 2.0ha
R2.12	愛知県	尾張北部環境組合	196 t / 日	14 t / 5h	約 2.7ha
R3.3	神奈川県	厚木愛甲環境施設組合	226 t / 日	12 t / 5h	約 1.8ha
沼津市の施設規模及び建設敷地面積			210 t / 日	15 t / 5h	<u>約 1.76ha</u>

③ ヒアリング時の敷地設定

